

## スターワン積立円定期預金規定

### 第1条（適用範囲）

本規定は、スターワン積立円定期預金（以下本規定で「本預金」といいます。）にかかる取引に適用されます。

### 第2条（預金への預け入れ）

本預金への預け入れは、指定の積立日に指定の金額をスターワン円普通預金より振り替える自動振替の方法によるほか、以下の資金を受け入れます。

(1) 現金

(2) スターワン預金口座内の他の預金および取扱店にある同一名義の他の口座からの振替金

### 第3条（自動振替）

1. 毎月、満期日の前月応当日までの指定の積立日（以下「積立日」といいます。）には指定の金額（以下「振替金額」といいます。）を当行所定の払戻請求書なしでスターワン円普通預金から自動的に引き落とし、本預金へ預け入れます。振替金額は1千円以上の金額で指定してください。ただし、自動振替以外の預入方法のみご利用の場合は、振替金額は0円で指定してください。
2. 積立日にスターワン円普通預金の支払い可能残高が振替金額に満たない場合は、当行より通知することなく、当該積立日の属する月の自動振替をいたしません。
3. 本預金の預入期間中に自動振替の指定内容を変更する場合または預入期間中に自動振替の一時中止もしくは再開をする場合は、当行所定の方法によりその旨を当行に申し出てください。

### 第4条（期間・支払時期）

1. 本預金の預入期間は当行が別に定めるところにより取り扱いますので、預入時にご希望の期間を選択してください。
2. 前項の預入期間中は、満期日の前月応当日までの間、第3条1項の積立日にかかわらず、当行営業日であればいつでも本預金に追加で預け入れを行うことができます。追加預け入れの場合は、1千円以上の金額で指定してください。
3. 本預金の元本は、満期日に、利息とともにスターワン円普通預金に入金します。
4. 本預金の預入期間を延長する場合は、本預金の満期日の前営業日までに所定の方法により申し出てください。

### 第5条（利息）

1. 本預金の利息は、毎年2月と8月の当行所定の日および満期日を利払日とし、直前の利払日から当該利払日の前日までの日数と直前の利払日の利率により第2項に従い計算され、各利払日にスターワン円普通預金に入金します。なお、第一回利払日においては預入日から当該利払日の前日まで、満期日においては直前の利払日から満期日の前日までの日数により同様に扱います。
2. 付利単位は1円とし、1年を365日とする日割り計算とします。なお、割り算は最後に行ないます。

### 第6条（期限前解約）

1. 本預金の全部または一部の満期日前における解約は、当行が承諾した場合にのみできるものとします。なお、当行は本預金の一部解約を預入日から6ヵ月目の応当日以降についてのみ取り扱います。

す。また、一部解約は1千円以上とします。

2. 当行がやむをえないものと認め、本預金の全部または一部を満期日前に解約する場合には、直前の利払日から解約日の前日までの日数は解約元本について無利息の取り扱いとします。

#### 第7条（預金連動型ローン商品との相殺）

1. 本預金はローン商品の借り入れ要項および規定にかかわらず預金連動型ローン商品の相殺計算対象預金（以下「対象預金」といいます。）とします。
2. 預金連動型ローン商品の利息計算の対象となる元本（以下「付利残高」といいます。）の計算における対象預金の控除の順は、当行が別に定めるものとします。
3. 対象預金となっている本預金の利息は第5条にかかわらず無利息とします。ただし、対象預金とならない本預金の残高については第5条に従い付利されるものとします。

#### 第8条（ポイントの付与）

1. 本預金の預入期間中、毎月末の本預金残高1千円あたり0.1ポイントで計算するポイントを付与します（0.1ポイント未満は切り捨てます。）。ポイントは毎月1日に付与し、付与されたポイントの交換は、当行が別に定める方法によるものとします。
2. 直前のポイント計算日から当該ポイント計算日まで本預金の全部または一部につき期限前解約がある場合、解約金額1千円あたり0.1ポイント（0.1ポイント未満は切り捨てます。）をポイント残高から差し引きます。
3. 保有するポイント残高が当行において別に定めるポイント残高の上限に達する場合は、上限を超える部分についてポイントは付与されないものとします。
4. 本預金の満期日もしくは期限前解約日の翌年3月末日に保有ポイントは失効します。また、預金者につき相続が開始した場合、相続開始時点で保有ポイントは失効します。
5. 当行は本条に基づくポイントの取り扱いについて、いつでも当行の都合で変更または中止することができます。

#### 第9条（他の規定の適用）

本預金は、スターワン取引総合規定第3条第1項に基づき、スターワン預金として取り扱われ、本規定のほか、スターワン取引総合規定およびスターワン預金共通規定の各条項が適用されます。

#### 第10条（本規定の変更）

当行は、本規定の各条項その他の条件を、必要に応じ、民法548条の4の規定に基づき変更することがあります。この場合、当行は、変更内容を当行ホームページの掲載による公表その他相当の方法で周知します。変更後の規定は公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、本規定の最新版は当行ホームページに掲載されますので、必要に応じて確認してください。また、本規定集は店頭およびテレホンバンクにて請求することができます。

以上